

募集型企画旅行条件書

(本条件書は旅行業法第12条の4による旅行取引条件説明書面と旅行契約が締結された場合は同法第12条の5により交付する契約書面の一部となります)

令和元年12月1日より

1. 募集型企画旅行契約

この旅行は、三重交通株式会社(三重県津市丸之内33番3号、観光庁長官登録旅行業第1934号、以下「当社」といいます)が旅行企画・実施するものであり、旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することとなります。旅行契約の内容・条件は各コースごとに記載されている条件、または以下に記載の条件、出発前にお渡しする最終日程表及び当社の旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

2. 旅行のお申込み及び契約成立

- (1)お申込書に所定の事項を記入またはお申込画面に所定の事項を入力し、お申込金を添えてお申込みいただきます。お申込金は、「旅行代金」または「取消料」「違約料」の一部、または全部として取り扱います。
- (2)当社は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段(以下「電話等」といいます)による旅行契約の予約をお受けいたします。この場合当社が電話等による旅行契約の予約の承諾の旨通知した翌日から起算して3日以内にお申込書とお申込金を提出していただきます。ただし、お申込金または旅行代金を振込される場合は、お申込書、その他旅行条件説明書面及び振込用紙到着後3日以内に送金下さい。この期間内にお申込金の提出がなされなかった場合は、予約がなかったものとして取り扱います。
- (3)旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、お申込金または、旅行代金を受領したときに成立するものとし、ます。
- (4)「電話等」による旅行契約は前項(3)の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。
- (5)お申込金(おひとり) 旅行代金の20%以上
- (6)旅行参加に際し特別な配慮を必要とする場合には予約お申込み時にお申出下さい。当社は可能な範囲内でこれに応じます。
- (7)前項(6)の申し出により、当社がお客様の為に講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。

3. お申込み条件

- (1)20才未満の方は親権者の同意書が必要です。15才未満もしくは中学生以下の方のご参加には保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (2)参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (3)お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (4)お客様が当社に対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (5)お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (6)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出下さい(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください)。あらためて当社からご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的ににお申し出ください。
- (7)前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれをお申し出いただくことがあります。
- (8)当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約の解除をさせていただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。
- (9)当社は、本項(1)(2)(6)(7)(8)の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、(1)(2)はお申し込みの日から、(6)(7)(8)はお申し出の日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。
- (10)お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
- (11)お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
- (12)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (13)その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

4. 契約責任者によるお申込み

- (1)当社は、団体・グループを構成するお客様の代表者(以下「契約責任者」といいます)から旅行のお申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなして当該契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。
- (2)契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (3)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (4)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

5. 契約書面及び確定日程表

- (1)契約の成立後は、本旅行条件書は契約書面の一部となります。
- (2)当社は、お客様に集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した確定日程表を予め契約書面に記載した場合を除き、遅くとも旅行開始日の前日までに交付します。なお、期日前であってもお問い合せいただければ手配状況をご説明いたします。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日以内に当たる日以降にお申込みがなされた場合には、旅行開始日までに交付します。

6. 旅行代金と適用範囲

- (1)旅行代金とは原則としてパンフレット等に明示された一人当たりの旅行費用です。
- (2)大人旅行代金は旅行開始時に満12才以上の方、こども旅行代金は満4才以上12才未満の方に適用いたします。
- (3)こども旅行代金は、特に記載のない限り宿泊コースは大人旅行代金の8割(100円未満四捨五入)、但し、個室型コースで2名様1室利用の場合は全て大人旅行代金の1000円引です。日帰りコースは原則として大人旅行代金の500円引です。

7. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって13日目に当たる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日(起算してさかのぼって13日目に当たる日)以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までに支払いいただきます。

8. 旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊費、食事代、サービス料、イベント代、入場料、消費税等諸税、及び特に明示したその他費用等。
- (2)添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員経費、団体行動に必要な費用を含みます。
- (3)上記の諸費用は、お客様の都合により、一部利用されなくても払戻しはいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

- (1)旅行日程に明示した以外の交通費等諸費用また旅行日程中に「フリータイム」「自由行動」「各自で」「お客様負担」等と記載されている部分(区間)の交通費、食事代、及び、「個室希望による追加代金等」「追加飲料代金等」「延泊による宿泊代金等」「船舶、列車等の等級変更希望による差額運賃・料金」
- (2)希望者のみ参加する別途料金の小旅行(オプション)等の経費
- (3)クリーニング代、電報・電話料、追加飲食費等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
- (4)自宅から発着地までの交通費、宿泊費等
- (5)傷害、疾病に関する医療費

10. 旅行内容の変更

当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当社の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由により、安全かつ円滑な旅行の実施が不可能となるか、その恐れが極めて大きい場合は、旅行の実施を止めるか、またはお客様に予め事由と因果関係を説明し、日程、旅行サービスの内容その他、旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合でやむを得ない時は、変更後に理由を説明いたします。

11. 旅行代金の変更

- (1)当社は利用する運送機関の適用運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額または減額される場合、その範囲内で旅行代金を変更することがあります。旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前のお客様にその旨を通知いたします。
- (2)本項(1)により旅行代金を減額するときは、運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。
- (3)第10項に基づく旅行内容の変更により、旅行の実施に要する費用(当該変更により提出を受けなかった旅行サービスに対する取消料・違約料その他既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用を含む)に増額または減額が生じる場合には、当社は、その差額だけ旅行代金を変更することがあります。ただし、増額の場合においては、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます。
- (4)運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が増減する旨を契約書面に記載した場合、契約成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人数が変更になったときは、旅行代金を変更します。

12. 旅行開始前のお客様による旅行契約の解除

- (1)お客様は第15項に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除の受付は、お申し込み店の営業日・営業時間内に取消する旨をお申し出いただいた時を基準とします。
- (2)お客様は次に掲げる場合においては、旅行開始前に取消料なしで旅行契約を解除することができます。イ、当社により契約内容の重要な変更が行われたときロ、第11項に基づき、旅行代金が増額改定されたときハ、天災地変、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、または不可能となるおそれが極めて大きいときニ、当社がお客様に対して、別途定める期日までに、最終旅行日程表を交付しなかったときホ、当社の責に帰すべき事由により契約書面に従った旅行実施が不可能となったとき

13. 旅行開始後のお客様による旅行契約の解除

- (1)お客様の都合により旅行サービスの一部を受領されず、または途中で離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しはいたしません。
- (2)お客様は、旅行開始後において、お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったときまたは当社がその旨を告げたときは、第12項(1)の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、受領できなかった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は受領できなかった当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用(当社の責に帰すべき事由によるものでないときに限ります)を差し引いた金額をお客様に払戻します。

14. 当社による旅行契約の解除及び催行中止

- (1)当社は次に掲げる場合においては、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。イ、お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加の条件を満たしていないことが判明したときロ、お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行に耐えられないと認めたときハ、お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が認めるときニ、お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたときホ、お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行については3日目)に当る日より前に、旅行を中止する旨をお客様に通知しますヘ、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき(2)お客様が当該予約の期日までに旅行代金を支払わないときは、当社は当該期日の翌日において、お客様が旅行契約を解除したものととし、第15項に定める取消料に相当する違約料をお支払いいただきます。(3)当社は、次に掲げる場合においては、旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して、旅行契約の一部を解除することがあります。イ、お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと当社が認めるときロ、お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者または同行する他のお客様に対する暴行または脅迫等により、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるときハ、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能になったとき(4)当社が前項の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社と旅行者との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、旅行者が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。(5)前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行者がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払戻します。

15. 取消料

(1)旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取消される場合には、旅行代金に対しておひとりにつき下記の料率で取消料をお支払いいただきます。

取 消 日		取 消 料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	(1)21 日目にあたる日以前の解除 (日帰り旅行にあっては11日目)	無 料
	(2)20 日目にあたる日 (日帰り旅行にあっては10日目)以降の解除 (③～⑥を除く)	旅行代金の20%
	(3) 7 日目にあたる日以降の解除 (④～⑥を除く)	旅行代金の30%
	(4)旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
	(5)当日の解除 (⑥を除く)	旅行代金の50%
	(6)旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

- (2)グループの人員減少は出発前、当日とも取消の扱いとなり所定の取消料をいただきます。また、減員後の人数により申込時の部屋割条件および料金は変更になり、差額代金をいただきます。
- (3)当社の責任とならない各種ローンの取扱い上の事由に基づき、お取消になる場合も上記取消料をお支払いいただきます。
- (4)第 14 項の(2)による場合は上記の料率で違約料をいただきます。

16. 旅行代金の払戻し

当社は、第 11 項の規定により旅行代金を減額した場合または第 12 項から第 15 項までの規定によりお客様若しくは当社が旅行契約を解除した場合において、お客様に対し払戻しすべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して 7 日以内に、減額または旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に対し当該金額を払戻しいたします。

17. 旅程管理・添乗業務・保護措置等

- (1)当社は、旅行中のお客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力いたします。ただし、当社がお客様とこれとは異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。
- (2)お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約の内容に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるための必要な措置を講じます。
- (3)本項(2)の措置を講じたにもかかわらず、または「旅行内容の変更」の項で述べた事由その他何らかの事由により、契約の内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行います。この際旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めます。また旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、旅行契約の内容の変更を最小限にとどめるよう努力します。
- (4)当社は旅行中、添乗員同行コースは添乗員が、また同行しないコースはバス乗務員が旅行を円滑に実施するための必要な業務を行います。
- (5)添乗員の業務は、原則として8時 30 分から 19 時までとします。お客様は、旅行開始後旅行終了までの間において、団体行動をとるときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社に指示に従っていただきます。
- (6)当社は旅行中のお客様が疾病・傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は、当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

18. お客様に対する当社の責任と免責事項

- (1)当社は旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様の被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2)お客様が次に掲げるような事由により損害を被られたときは、本項(1)の責任を負うものではありません。
- イ、天災地変、戦乱、暴動またはこれらために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- ロ、運送・宿泊機関の事故もしくは火災またはこれらために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- ハ、官公署の命令または伝染病による隔離
- ニ、自由行動中の事故
- ホ、食中毒
- ヘ、盗難
- ト、運送機関の遅延、不通またはこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地在時間の短縮
- (3)お荷物の損害については、前項(1)の規定にかかわらず損害発生の日から起算して 14 日以内に当社に対して通知があったときに限り、一人 15 万円を限度として賠償いたします。

19. お客様の責任

- (1)当社はお客様の故意または過失、法令もしくは公序良俗に反する行為またはお客様が当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときはお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2)お客様は旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務について理解するよう努めなければなりません。

20. 特別補償

- (1)当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社約款「特別補償規定」に従い、お客様が旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体に被られた一定の損害について、旅行者 1 名につき死亡補償金として 1,500 万円、入院見舞金として入院日数により 2 万円～ 20 万円、通院見舞金として 1 万円～ 5 万円、携帯品にかかる損害補償金 (15 万円を限度、ただし、一個または一対についての補償限度は 10 万円)を支払います。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、撮影済みのフィルム、CD-ROM、光ディスク等記録媒体に書かれた原稿 (記録媒体自体は補償対象)、その他同規程第 18 条第 2 項に定める品目については補償しません。
- (2)本項(1)の損害について当社が第 18 項(1)の規程に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害補償金の額の限度において、当社が支払うべき本項(1)の補償金は、当該損害賠償金とみなします。
- (3)お客様が旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反、法令に違反するサービス提供の受領、山岳登山 (ビッケル等の登山用具を使用するもの)、スカイダイビング、ハンクグラライダー搭乗等同規程第 3 条及び第 5 条に該当する場合は、本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が旅行の日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (4)当社の旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して当社が実施する旅行については、主たる契約の一部として取り扱います。
- (5)契約書面において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われな旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われな旨を明示した場合に限り、旅行参加中とはいたしません。

21. 旅程保証

- (1)当社は、表⑧の左欄に掲げる契約内容の重要な変更 (サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるもの以外)の次の①②の変更を除く)が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に支払います (お客様の同意を得て同等価値以上の品物又はサービスの提供とすることがあります) ただし、旅行サービスの提供を受けた日時及び順序の変更は対象外となります。
- ①天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運送計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置としての変更。
- ②第 12 項から第 15 項までの規定により契約が解除された部分に係る変更。
- (2)当社が一つの契約に基づきお支払いする変更補償金の額は、旅行代金に 15 %を乗じた額をもって限度とします。また、お客様 1 名に対して支払うべき変更補償金の額が 1,000 円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
- (3)当社が本項の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について第 18 項の規定に基づく損害賠償責任が明らかになった場合には、当社は、既にお支払いした変更補償金の額を差し引いた額の損害

賠償金を支払います。
(表⑧)

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
①契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5	3.0
②契約書面に記載した入場する観光地または観光施設 (レストランを含みます) その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
③契約書面に記載した運送機関の等級または設備のより低い料金ものへの変更 (変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)	1.0	2.0
④契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0	2.0
⑤契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1.0	2.0
⑥契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
⑦前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

- (注 1)「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。
- (注 2)「最終行程表」(確定書面)が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「最終行程表」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と「最終行程表」の記載内容との間または「最終行程表」の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。
- (注 3)③また④に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。
- (注 4)⑤⑥に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級または設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- (注 5)④または⑤若しくは⑥に掲げる変更が一乗車船または一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船または一泊につき一件として取り扱います。
- (注 6)⑦に掲げる変更については、①から⑥までの率を適用せず、⑦によります。

22. お客様の交替

お客様は当社が承諾した場合、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この際交替に要する実費をいただきます。

23. 旅行条件・代金の基準日

旅行条件・旅行代金の基準日は、パンフレットに明示した日となります。

24. その他

- この条件書に定めのない事項は当社の旅行業約款 (募集型企画旅行契約の部) によります。
- (ご案内)
- ★バス座席は、原則として、お申込み順グループ毎に前席から指定させていただきます。(尚、旅行日数に応じ、座席指定を変更する場合もございますのでご了承ください。)
- ★経路、バス車両及び旅客の編成の都合上、途中で補助席または乗合バス・タクシー・近鉄・JR を利用させていただくことがあります。
- ★少人数の場合中型・小型バスを使用することがありますのでご了承ください。
- ★宿泊コースは相部屋型 (男女別に他のお客様と同室) と個室型 (お申込みグループでの部屋確保) がございます。但し、個室型は表示部屋定員のグループでお申込み下さい。

25. 個人情報のお取り扱いについて (重要)

- (1)当社は及び販売店掲載の当社の受託旅行者または受託旅行者代理業者(以下「販売店」といいます。))は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等 (主要なものについては各コース等に記載されています) の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。
- ※このほか、当社及び販売店では、①当社、販売店及びこれらと提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、③アンケートのお願い、④特典サービスの提供、⑤統計資料の作成。に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- (2)当社が取得する個人情報は、お客様の氏名、年齢、性別、電話番号、住所、メールアドレス、その他コースにより当社が旅行を実施するうえで必要となる最小限の範囲のお客様の個人情報とします。また介助者の同行、車椅子の手配等特別な配慮を必要とする場合で、当社が可能な範囲内でこれに応ずる (または応じられない旨の回答をする) 目的のため、上記以外の個人情報の取得をさせていただくことがあります。これは当社が手配等をなすうえで必要な範囲内とします。
- (3)当社が本項(2)の個人情報を取得することについてお客様の同意を得られない場合は、当社は、旅行契約の締結に応じられないことがあります。また同意を得られないことにより、お客様のご希望される手配等が行えない場合があります。
- (4)当社は、お申込みいただいた旅行の手配のために、運送・宿泊機関等に対し、お客様の氏名、年齢、性別、電話番号、その他手配をするために必要な範囲内の情報を、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。
- (5)当社は、旅行先において、お客様の荷物運送等でお買物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを運送業者に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、搭乗日及び航空便名等に係る個人データを、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、お申込み時にお申出ください。
- (6)当社の名称及び個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称は、当社ホームページをご参照ください。
- 三重交通株式会社 <http://ryoko.sanco.co.jp/>
- (7)当社が保有するお客様の個人情報の開示、その内容の訂正、追加若しくは削除、またはその利用の停止、消去若しくは第三者への提供の停止をご希望の方は、必要となる手続きについてご案内いたしますので、下記のお問い合わせ窓口までお申出ください。その際、法令及び当社内規に従い、遅滞なく必要な措置を取らせていただきます。また、ご希望の全部または一部に応じられない場合はその理由をご説明します。
- (8)万一、当社の個人情報の流出等の問題が発生した場合は、直ちにお客様にご連絡させていただき、安全の確保が保たれるまで問題が発生したシステムを一時停止いたします。また速やかにホームページ等で事実関係等を公表させていただきます。

旅行企画
実施

三重交通株式会社

観光庁長官登録旅行業第1934号

三重県津市丸之内33番3号 三交丸之内ビル 2F

お問い合わせ・お申込み

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引責任者です。この旅行の契約に関し担当者からの説明に不明な点がございましたら、ご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にご質問下さい。